

奈教総第668号
平成28年3月29日

奈良市監査委員	中村勝三郎様
同	中本勝様
同	横井雄一様
同	山口裕司様

奈良市教育委員会
教育委員長 杉江雅彦

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）
奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知をします。

平成 26 年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

13. 教育委員会

(3)地域教育課

②委託料について

- ・ 随意契約理由の不記載について

(地域教育課)

【監査結果】

地域で決める学校予算事業では市が各中学校区地域教育協議会と随意契約を締結している。当該委託契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約であるが随意契約の理由書は作成されておらず、他の起案等でも随意契約の理由を確認できる文書は残されていなかった。市の担当者に質問したところ、中学校区地域教育協議会はこの事業を実施することを目的として設置された団体であり、事業の性質から、中学校区地域教育協議会以外では適切かつ円滑に業務をなしえないとの説明があった。

随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外であるため、契約事務の公平性及び透明性を確保する観点から、市は、当該委託契約に係る随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。

【措置の内容】

平成 27 年度から、地域で決める学校予算事業の実施起案において、当該委託契約が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約である理由を説明する文章を加えました。